

生活問題についての考察(その2)

On 'Social Case in Living' (2)

吉 村 公 夫

Kimio YOSHIMURA

Studies in Humanities and Cultures

Vol. 2

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 2号
2004年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2004

生活問題についての考察(その2) On ‘Social Case in Living’ (2)

吉村公夫
Kimio YOSHIMURA

要旨 本稿では、社会的制度、活動である社会福祉が対象とするもの、生活問題となづけられているが、まずその生活問題という規定の系譜をあげ、その中で、以前取り上げた一番ヶ瀬康子による生活問題規定を引き継いでいると考えられる、副田義也の生活問題論を検討し、次に、その副田の論考を引き継いでいると見なされる、古川孝順による生活問題規定を考察する。

副田は、一番ヶ瀬の生活問題規定が労働力を中心に規定されていることに不足を感じ、生活そのものの検討と、それには社会学研究で盛んになっている生活構造論が有効ではないかと提案している。

古川は研究方法に関しての、この副田の提案を受け取り、生活問題規定に進んだ。先行研究としては、一番ヶ瀬の他に、岡村重夫、三浦文夫の研究を踏まえ、生活問題の成立、経路、類型の内容の検討、説明に挑んだ。生活危険、生活不能、生活障害、さらに生活基盤の障害、生活能力の障害、生活関係の障害、生活環境の障害と詳細な生活問題類型を提示した。しかし、それぞれの類型の具体例があげられたが、詳細になった点とそれぞれの問題成立の説明が判然としなく、現象列記の印象をあたえている。

キーワード：対象規定、生活問題、労働力

はじめに

社会福祉を社会的制度、社会的施策、社会的活動と考えた場合、その社会福祉が対象とするものは何かと問う、対象規定の課題が存在する。そして、戦後から今日までの代表的な規定は、孝橋正一による「社会的問題」、真田是の「社会問題」、一番ヶ瀬康子による「生活問題」がある¹⁾

孝橋の対象規定は、大河内一男による対象規定の批判的継承であり、真田のも、孝橋の規定の批判的継承であり、一番ヶ瀬の対象規定も孝橋の対象規定の批判的継承である。しかも、一番ヶ瀬のものは、名称を「社会的問題」から「生活問題」と変えている。真田も、その後、社会問題という名称とともに、生活問題ということを主張してきている。²⁾

今、社会福祉の対象を、生活問題と名づけ、論じている研究者を系列化すると、

イ：大河内一男 → 孝橋正一 → 一番ヶ瀬康子 → 副田義也 → 古川孝順

ロ：大河内一男 → 孝橋正一 → 真田是

ハ：大河内一男 → 孝橋正一 → 三塚武雄 → 林博幸

ニ：大河内一男 → 江口英一 → 岩田正美

と整理できるが、これは、大河内から始まった社会科学の対象規定と言えるものである。³⁾

本稿では、イの系譜の副田義也と古川孝順の生活問題についての論考を検討してゆく。

副田の生活問題に関しての論考は、湯沢雍彦、副田義也、松原治郎、麻生誠編『社会学セミナー3 家族・福祉・教育』有斐閣、1972年刊に、第11章として収められている「生活問題の成立・類型・構成」と、氏原正治郎、佐藤進、小山路男、中鉢正美、佐口卓、松原治郎編集『社会保障講座 5 生活と福祉の課題』総合労働研究所、1981年刊に、第2章として収められた「生活問題の範疇と類型」で知ることができる。後者の論稿については、それに加筆したとされる、放送大学教材、副田義也著『生活の社会学』放送大学教育振興会、1985年刊の「第2部 生活問題論」として公表された。

1 副田の論考

『社会学セミナー3 家族・福祉・教育』の第11章として出された「生活問題の成立・類型・構成」を見てみる。

はじめに、社会福祉の全体をどのような契機から把握するかと問うて、「歴史的にみても論理的にみても、より根源的な規定力は対象のがわにあった。したがって、社会福祉の全体の理解は、対象という契機の理解から出発しなければならない」とし、「現代の日本社会において、この対象を生活問題と呼ぶことにし⁴⁾、生活問題の成立、類型について整理する。

2) 生活問題の成立

孝橋正一の対象規定を取り上げ、「社会福祉の対象の成立についての孝橋の理解が、それなりに、その対象の大きい部分で基本的にただししいことは、多くの調査によって確認することができる」。しかし、「対象のすべての成立を全体的に理解しようとするとき⁵⁾、かならずしも、充分なものでない。つまり、労働問題以外の社会問題が、つねに労働問題から派生するとはかぎらない。その関係について「よりゆき届いた」検討をしたのが、真田是だと述べ、真田の見解から、生活問題の成立の経路については、「(1)労働問題から生成する、(2)労働問題をとおして生成する、(3)労働問題とは直接にはかかわりなく生成する⁶⁾」と引き出している。

そして、これらを全体的に理解するためには、資本制生産の基本法則＝剰余価値法則に規定、それに規定されたそのほかの経済諸法則、文化や社会意識などの作用を、具体的に究明しなければならない。また、生活問題一般の成立を研究する方法だけでなく、生活問題の各類型ごとに、それぞれの成立の経路を仔細に研究し、「そのうえで、それらの成果を総合する方法をあわせもちいるべきである⁷⁾」と述べている。

3) 生活問題の類型

一番ヶ瀬康子の類型が、「もっともすぐれた試みのひとつ」と評価するが、その試みに「くわえておくべき注解」を2つあげている。1つは、「(3)労働問題とは直接にはかかわりなく生成する」生活問題がある。その例として、少年非行をあげる。一番ヶ瀬は、非行を社会的不適応労働

力⁸⁾と性格づけたが、「少年非行が労働力をまったく、あるいは低価格でしか販売できないことが非行問題の基本的要因のひとつであるとはいいいがたい」。⁹⁾この点で、「分類のための指標を、対象となる人びとの労働力の性質のみにもとめるべきかどうかは検討してみる必要がある」¹⁰⁾と。

一番ヶ瀬の作成した表に、彼女による説明はないので、そう理解される。しかし、ここで、一番ヶ瀬の説明を注意深く読んでみよう。非行は問題の種類であり、社会的不適応労働力は対象者の性格づけである。「非行」少年は、「労働力をまったく、あるいは低価格でしか販売できない」という可能性をもっている。その少年がそのまま社会に出れば、その可能性は現実化する。忘れてならないのは、生活は世帯単位で営まれていることである。「生活は、それぞれの世帯の中で私的にまた個別に営まれているものであり、…生活問題は、労働問題に比してより個別性が強く、それだけに、個々人に心理的な疎外感をより深く感じさせるのが特質である」。¹¹⁾

一番ヶ瀬は、「労働力をまったく、あるいは低価格でしか販売できないことが非行問題の基本的要因のひとつである」とは述べていない。「社会的不適応労働力」という対象の性格づけによって、施策、あるいは方法が決まることを指している、つまり対象が方法を規定することを表わしていると理解すべきではないか。¹²⁾対策としての更生保護事業によって、「社会的不適応」という性格のとれた「労働力」にされることを表わしていると。「社会福祉事業が生活問題として有効に機能する第1条件は、なによりも生活問題の生じる対象者の具体的な性格によって、その処置が規定されるという点である」。¹³⁾

一番ヶ瀬の作成した表の見出しは、「社会福祉事業体系」であり、その1の表は、「問題別事業」と名づけられている。表の左端の1番上の欄が、原初的な問題で、左端の上から2番目が分化した問題、上から3番目が一時的な問題と書かれ、上から下へと、「問題」の論理的展開と表の欄の展開が合致している。また、問題の欄の次に（左から2番目の縦の欄に）、問題の種類と対象の性格づけの欄が来ている。そしてその次に（左から3番目の縦の欄に）、事業、通称分野名の欄が来ている。この左から右への欄の配置も論理展開に整合していて、合理的である。労働力に加えて、何かを入れると、この2次元の表では表わし得ないのでは。そして何が来るのか。その際には、表の見出しは、「問題別事業」ではなくなっているはずである。

一番ヶ瀬は、生活問題の特質を述べたあと、社会病理学の成果として、3つの側面で類型化されているとし、「(イ)個人関係 非行、犯罪、精神病理、酒害、自殺など、(ロ)家族関係 遺棄、離婚、児童虐待、(ハ)地域関係 失業、貧困、移動性、解体された地域の統制及行政の腐敗など」を引いている¹⁴⁾。

副田による、一番ヶ瀬の生活問題の種類についての留意点の2つめは、「地域社会単位でになされる生活問題としての各種の公害、産業公害、行政公害、権力公害などをどのように位置づけたらよいか」¹⁵⁾という問いかけである。

これについて、一番ヶ瀬の生活問題論から答えるならば、「地域社会単位でになされる生活問題」は、想定されていない。正しくは、先に引いたように、「地域関係」については射程に入っ

ているが、地域社会が生活問題の「直接の対象者」とは考えられていない。生活問題の地域での展開は、その展開の論理は言及されていないが（まだ見つけていないためか）、解決して行こうという発想はあり、その具体化が、「総合的事業」という見出しの第9表に出てくる、「小地域」や「地方」ではないか。表8と違って、問題の種類の欄がなく、いきなり分野名の欄が来ているのは、そのせいだろう。小地域の分野名としては、地域福祉事業が明記されている。¹⁶⁾

副田の主張の力点は、地域社会よりも、公害のほうである。しかし、「公害」を公害と列記し、生活問題にどう位置づけるかと問うていいものだろうか。正確には、一部は原因や加害者が特定できる環境汚染であるし、原因や加害者が特定できるものの場合でも、解決や救済の仕組みを社会的に作らないといけない場合がある。しかし、この後者の場合でも、「公害」とその解決策を講じる際には、社会的認知が必要である。誰が措置するかといった議論や、公害については、「いっそうの検討が必要である」。

「これら2つの留意点あげてみると」、「生活問題という概念がかならずしも十分に規定されていない」¹⁷⁾。副田のあげている2つの留意点からは、生活問題概念が十分に規定されていない、とは言えない。先に見たように、2つの留意点は、一番ヶ瀬の生活問題についての説明の文脈と、大いに外れたところから導かれているので、的外れの指摘でしかない。ただ、副田の留意点とは全く別に、「生活問題概念が十分に規定されていない」と指摘できる。一番ヶ瀬もそれを自覚している。「生活問題が労働問題とことなると、個別性およびそこから生じる心理性をより深くもっている点から、具体的にまたは多角的にその把握が必要であることはいうまでもない。従って、生活問題の発現とその論理を、たんに原則論にとどめず、それとの関連でさらに個別的に、たとえば階層、地域、家族、個々人のパーソナリティの特質などを媒介としながら、より具体的に深めていくことが必要である」と述べている¹⁸⁾。

副田は、生活問題概念が十分に規定されていないことへの解決策として、「生活とはなにかということが問われていなければならない」。具体的には、「生活構造論と人格構造論とが整備されていなければならない。生活の構造と人格の構造とがあきらかにされ、それらにどのような状態があるとき、生活問題が成立するかが科学的に規定されているべきである」¹⁹⁾と述べている。

副田のここでのさらなる探究に向けての方策の提案は、生活そのものを問うこと、それには、生活構造研究が役立つということである。

その生活構造論に関して、副田は、「生活構造における精神的諸能力、生活習慣、意識空間などの要素を統合、整理した心理構造は生活構造論の範囲にふくめない」として、生活構造と心理構造を分け、さらに分析の効率を高めることを理由に、「生活構造論を社会構造論に帰結させる方法をとらない」²⁰⁾とした。次に、生活構造論については、その展開のために、生活水準、生活関係、生活時間、生活空間の4つの概念をあげて説明した。²¹⁾

副田義也の生活問題についての、その後の展開は、氏原正治郎、佐藤進、小山路男、中鉢正美、佐口卓、松原治郎編集『社会保障講座 5 生活と福祉の課題』所収の第2章「生活問題の範疇と類型」とそれを加筆したとされる、副田義也著『生活の社会学』所収の「第2部 生活問題

論」で知ることではあるが、生活問題論としては深められ、しかも広範囲に検討され、独自のシステムを構成しているが、一番ヶ瀬康子が導入した、労働力による生活問題の性格づけの論議からは、大きくそれた様相を帯び、前述の系譜からは外れる形になっている。²²⁾

2 古川的生活問題の論考

古川孝順は、社会福祉の対象を広範囲に、かつ深く議論を尽くしているが、ここでは、一番ヶ瀬、副田の生活問題とつながる点に限定して検討する。そのため、ここでは、次の2つの文献を中心に考察する。古川孝順、庄司洋子、定藤丈弘著『社会福祉論』有斐閣、1993年に、第4章として所収されている「社会福祉の対象（1）—生活問題の視点と枠組」と、古川孝順、松原一郎、社本修編集『社会福祉概論—これからの社会福祉①』有斐閣、1995年に、第4章として入っている「社会福祉の対象—問題とニーズ」である。

古川は、生活問題を「人びとの生活者としての生命の維持とその再生産に欠かすことのできない基本的要件の充足を阻害し、その自立的な生活と社会への統合を妨げるような一定の困難や障害」をさすと述べている。²³⁾ また、「人びとの生活は、所得の取得と生活資料の購買という2通りの経路によって行われる家族と社会（市場）との交換（相互作用）過程を通じて維持・再生産されている」、したがって、「家族と社会のもっている諸条件によって規定されることになる」とも。²⁴⁾

古川は、岡村重夫の社会福祉研究の成果を生かそうとの思いから、岡村の生活者や生活主体者という概念を導入した。労働者やその家族ではなく、一番ヶ瀬の労働力の消費過程とその再生産過程ではなく、「生活者」の「生命の維持と再生産」に拡大された。

生活問題は、生活者と社会との交換関係において出てくる。それがうみだされてくる経路を、3つあげる。1つは、生活者のもつさまざまな属性（「生理的・心理的、身体的、経済社会的、政治文化的など」）、つまり「若年、高年、障害、傷病、能力差などが」、「一定の時代と社会のなかで、自立的な生活の、ひいては生命の維持・再生産の過程をおびやかすような問題状況をうみだすような場合」、2つには、「一定の時代と社会のなかで」、個人の属性が、社会制度、文化、生活環境施設などのあり方に規定されながら、「性差別、少数者差別、障害者の社会的不利、高齢者の生きがい問題など」がうみだされてくる。3つめには、生活者のもつ諸条件を超えて、「失業、不安定就労、低賃金、貧困、あるいは労働に起因する傷病、さらには市場における生活資料の欠乏や偏在などように、より基本的、根源的に、社会の構造的な要因に規定されて困難や障害がうみだされる場合」である。²⁵⁾

その前頁に、「現代社会のもとでの人びとの生活は、市場メカニズムを前提に、通常家族を生活の単位としながら、労働力の販売にもとづく賃金や自営によってえられた利益の一部を用いて必要とされる生活資料を購買し、消費する過程を通じて、維持・再生産されている」と書いているので、労働力という概念は忘れられた訳ではない。しかし、上記の経路についての記述には、「経路」ではなく、経路を通じての結果としての問題の具体例があげられている。また、「一定

の時代と社会」と書かれており、歴史的、社会的、また文化的条件に係わりなく存在する経路のように受け取られる。超歴史的、あるいは「歴史貫通的」経路による生活問題は想定されるだろうか。

この経路の記述での具体例はまた、類型とも受け取られるのが、経路の次に、生活問題の類型が書かれている。生活問題の類型には3つあるとされ、生活危険、生活不能、生活障害に分けられている。

生活は、所得の取得とそれによる生活資料の購買と消費の過程が基盤となる。「生活危険と生活不能は、この生活の根幹の部分にかかわってうまれてくる」。²⁶⁾

生活危険とは、何らかの事情でそれまで維持されてきた生活水準が維持できなくなった事態、一般には事故と言われる状況をさす。失業、老齢、疾病、労働災害、寡婦、育児などである。この生活危険に対応する施策は、社会保険である。

生活不能とは、「生活危機（ママ）」（生活危険）が長期化やその他の事情によって、最低生活水準、さらには生命の維持・再生産が不可能になる水準の場合をさす。対応する施策は公的扶助である。

生活障害とは、生活者本人や家族、地域社会が、身体的、生理心理的、社会経済的、政治文化的などの生活阻害要因（具体的には、住居の貧困、浮浪、不品行、幼弱、高齢、疾病、心身の障害、非行、ひとり親、女性の就労、過密、独居、生活環境施設の不備、低劣な社会的・文化的環境など）が、「生命や生活のよりよいかたちでの維持・再生産を脅かしている状態」を意味している。この生活障害に対する施策は社会福祉である。

ここまでの疑問として、この生活危険、生活不能、生活障害についての説明内容は、前出の「経路」とも言えるし、経路であがっていた具体例と共通しているものもある。経路とこの3つの説明の関係がよく分からない。この生活問題の類型には、前提として、生命の維持・再生産の過程があり、その上に、所得の取得とそれによる生活資料の購買とその消費の過程があると考えられる。後者が生活の維持・再生産なのだろう。

生活危険と生活不能の2つの生活問題の類型については、生活水準で測られる。生活障害についても、生活水準で測られると考えられるが、古川はそう述べていない。「生命や生活のよりよいかたちでの維持・再生産」という言い方をしている。「よりよいかたち」は誰が決めるのか。また、生活不能と生活障害については、「生活障害は、実態的にも理論的にも、生活不能からしだいに分離し、独立した生活問題の範疇として把握されるようになってきた」²⁷⁾と書かれているが、生活不能を最低生活水準で表わしているが、それと同様に、生活障害は生活水準でどう表わされるのか、よく分からない。

古川はさらに、社会福祉が対応する生活障害を5つに分類している。①生活基盤の障害、②生活能力の障害、③生活関係の障害、④生活環境の障害である。

①生活基盤の障害は、住宅環境をめぐる問題であり、従来に連累する住宅問題では、例えば、ひとり親世帯への母子寮の設置や公営住宅への優先的入居など。近年では、住宅内部での

車椅子利用などの質的整備という問題。

②生活能力の障害は、心身の能力の低下、未成熟、低位性によって、社会的に生み出されてくる障害である。

③生活関係の障害は、家族内の生活関係の障害と家族外的生活関係の障害の2つに分けられ、前者の家族内の生活関係の障害は、さらに2つに分かれ、構造的な障害と機能的な障害に。前者の例としては、ひとり親家族の生活困難、後者はアルコール依存症や虐待や子の不登校など。家族外的生活関係は、近隣関係、社会的関係、学校・職場関係の3つに分けられる。近隣関係では、独居高齢者の社会的孤立や近隣への無関心が、近隣社会における生活関係を不安定にして様々な困難を生み出している。社交的生活関係には、あそび仲間集団の不在は社交的关系の経験不足をもたらし、学校でのいじめや暴行に。学校・職場関係については、それと家族・地域社会との関係が転倒した関係になっている。壮年期の会社付け生活や退職後の粗大ゴミ化現象のように。アルコール依存症も子の不登校も、家族外での生活関係とも言えるのではないか。この生活関係の障害と先の経路の関係がよく分からない。また、これらの障害が、生命の維持・再生産とどう係わるのか、少年非行がどう関係するのか。²⁸⁾

④生活環境の障害も、さらに分類される。a. 自然的・地理的環境の障害、b. 生活環境基盤の障害、c. 社会文化的環境の障害に。はじめの例では、子どもの遊び場不足、次のは、社会福祉施設も含めた、地域における生活基盤の施設の不足、3つめの例は障害者や外国人への偏見や差別、一部地域や夜間の治安の悪化があがっている。

この5つの障害がうみだされてくる経路と前出の経路との違いは、また、ここに出てきた例と前出の例との違いは、これら5つの障害の相互の関係は、といろいろ疑問が出てくる。

3 若干のコメント

古川孝順は、先に見た、生活基盤、生活能力、生活関係、生活環境といった概念の導入を、後に「生活問題論を具体化しようとする」1つの試みと説明して、さらに「生活問題をより具体的かつ全体的に把握するためには、このような切り口から分析することも1つの方法であろう」と総括している。²⁹⁾

しかし、前述したように、類型の成立、類型の生み出されてくる経路、類型の説明が判然と区別しにくい。具体的に例があげられているが、それが経路であったり、類型の内容であったり、また類型間の連関が見えてこない。そのため、現象の分類としては整理されているが、現象の列記という印象が拭えない。一番ヶ瀬康子の生活問題の類型には、労働力という、説明のための概念が用意されていた。もちろん、複雑多岐に渡る現象なので、説明も複雑にならざるを得ない。一番ヶ瀬の類型には、問題名が書かれ、それへの対応としての事業名があげられ、その根拠となる法律が列記されていた。こうした点が優れた試みの類型と評価されているのではないか。古川のこの生活問題の類型に関する説明には、副田の次の指摘がやはり当てはまるのではないか。「そのうえで、それらの成果を総合する方法をあわせもちいるべきである」。³⁰⁾

その後、古川は、大河内一男から古川（上記の試みまでの）までの（上記のイの系譜）流れを、「原因論中心の対象論の系譜」と名づけ、「状態論中心の対象論の系譜」と名付ける三浦文夫を中心としたニーズ論との結合を図ることを企て、「対象論の再構成」を志向している。³¹⁾

先にも触れたが、副田の生活問題論は、一番ヶ瀬による展開を継承する形で論考が進められていない。副田によるその後の生活問題論の展開は、政策立案に役立つものに、政策科学を志向した、あるいは、米国の社会学者ロバート・マートンの唱えた「中範囲の理論」を目指したと言えるかもしれない。あとの生活問題論で展開される扶養の3つの区分とそこにみられる扶養の関係に関する関数的考察などに伺える。

それに対して、古川は、研究方法についての副田の提案を受け止め、生活水準や生活関係で、生活問題を規定しようと試み、また、生活そのものを問うたりしている。副田が社会構造と結び付けないと言ったにもかかわらず、社会構造との関係を、生活問題の規定に入れるよう試みている。

現在のところ、一番ヶ瀬の生活問題を批判的に継承するには、生活の場面である、家族・家庭の構造や機能から捉えるのが、事象を説明しやすいのではと思うが。

註

- 1) 拙稿「社会福祉理論の性格についての考察」、『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』第12号所収、2002年3月発行、参照。
- 2) 真田是の対象規定、社会福祉論は、別の論考で検討したい。
- 3) ここで名前をあげた研究者の生活問題についての規定を簡便に見ることのできるものは、真田是「序章 社会問題・生活問題・社会福祉」、真田是編『現代の福祉』有斐閣、1977年所収
三塚武雄著『生活問題と地域福祉』ミネルヴァ書房、1997年
林博幸「現代の生活問題と社会福祉」、林博幸、安井善行編著『社会福祉の基礎理論』ミネルヴァ書房、2002年所収
江口英一、籠山京著『社会福祉論』光生館、1974年
岩田正美「生活の評価と生活問題」、松村祥子、岩田正美、宮本みち子著『現代生活論』有斐閣、1988年 である。
- 4) 副田義也「生活問題の成立・類型・構成」、湯沢雍彦、副田義也、松原治郎、麻生誠編『社会学セミナー3 家族・福祉・教育』有斐閣、1972年刊所収、p. 139。
- 5) 同書、pp. 140～141。
- 6) 同書、p. 142。
- 7) 同。
- 8) 一番ヶ瀬康子著『社会福祉事業概論』、誠信書房、1964年、pp. 114～6。
- 9) 副田、前掲書p. 143。
- 10) 同。
- 11) 一番ヶ瀬、前掲書、p. 22。
- 12) 副田の表現を使えば、「…対象論があつて、はじめて、主体論、方法論が成立するのである。主体論や方法論には、対象論の論理から必然的に導きだされる部分がふくまれている」(p. 138) ということであり、「社会福祉の対象についての議論はまた、社会福祉の方法についての議論やその具体的な展開を方向づける」(古川、後出書、p. 75)

- 13) 同書、p. 110。
- 14) 同書、p. 23。
- 15) 副田、前掲書、p. 144。
- 16) 一番ヶ瀬、前掲書、p. 116。
- 17) 副田、前掲書。
- 18) 一番ヶ瀬、前掲書、p. 24。
- 19) 副田、前掲書、pp. 144～5。
- 20) 青井和夫、松原治郎、副田義也編『生活構造の理論』有斐閣、1971年、p. 91。
- 21) 同書、p. 56。
- 22) 副田のこの独自の理論、生活問題論というより、社会福祉論、そして「生活保障論」は、別の論考で考察したい。
- 23) 古川孝順「社会福祉の対象（1）—生活問題の視点と枠組」、古川孝順、庄司洋子、定藤丈弘著『社会福祉論』有斐閣、1993年所収、p. 159。自立的生活と社会的統合という考え方は、三浦文夫の社会福祉の目的は「人びとの自立と社会的統合を図る」ということを踏まえ発展させたものと理解される。三浦文夫、三友雅夫編『講座社会福祉 第3巻 社会福祉の政策』有斐閣、1982年、pp. 23～8。
- 24) 同書、p. 162。
- 25) 経路の3つは、同書、p. 163。
- 26) 同書、p. 164。
- 27) 同書、p. 167。
- 28) 同書、pp. 167～72。
- 29) 古川孝順「社会福祉の対象—問題とニーズ」、古川孝順、松原一郎、社本修編集『社会福祉概論—これからの社会福祉①』有斐閣、1995年所収、p. 84。
- 30) 副田、前掲書、p. 142。
- 31) 同書、pp. 89～93。この章はその後加筆され、さらに展開されている。古川孝順著『社会福祉原論』誠信書房、2003年に所収の第5章「社会福祉の対象」pp. 107～36参照。

参考文献

- 1 孝橋正一著『続 社会事業の基本問題』、ミネルヴァ書房、1973年。
- 2 一番ヶ瀬康子著『一番ヶ瀬康子 社会福祉著作集 第1巻 社会福祉とはなにか』、労働旬報社、1994年
- 3 古川孝順著『社会福祉学序説』、有斐閣、1994年。
- 4 古川孝順著『社会福祉学』、誠信書房、2002年。
- 5 古川孝順著『社会福祉原論』、誠信書房、2003年。
- 6 副田義也編著『社会福祉の社会学』、一粒社、1976年
- 7 副田義也編『社会問題の社会学』、サイエンス社、1989年
- 8 吉田久一著『日本社会福祉理論史』、勁草書房、1995年。